

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年10月

松阪市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第 6	その他	14

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は明和町、多気町、大台町、北は雲出川を隔てて津市に接している。地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れている。

また、気象状況としては概ね東海型気候区に属し年間を通じ温暖で穏やかな気候に恵まれ、稲作を基幹作物として、多様な農業が展開されている。

このような中、松阪市における農業の実情に即した地域農政を実施するため、東部の伊勢平野を中心に平坦地域、西部の山岳地帯及び丘陵地を中山間地域と区分し、地域に応じた振興を図る。

松阪市は、平坦地域の水稻、麦、大豆のブロックローテーションを中心として、露地野菜、いちご、なし等の作物が栽培され、中山間地域では、茶、畜産等が中心となっている。

今後、平坦水田地域では、ほ場整備田を中心に集落営農を進めながら、水稻、麦、大豆等の土地利用型農業経営や水稻＋露地野菜の複合経営を推進するとともに、いちご、トマト等の施設野菜や施設花き等集約型農業経営を育成する。

中山間地域では、水稻のほか獣害に強い作物を取り入れた特色ある水田農業を展開するとともに、松阪牛をはじめとした畜産や茶の地域性に根ざした経営を図る。

また、土地利用型農業経営体と集約型農業経営体との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指し、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 松阪市の農業構造について、交通上の立地の良さから平坦地域では恒常的勤務により兼業農家が販売農家の約8割程度を占めている。しかし、兼業農家の高齢化及び後継者不足や農業機械の更新、世代交代を機に、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への農地集積が増加する傾向にある。

一方、中山間地域にかかる農地についても同様の傾向にはあるが、基盤整備の未実施による区画の狭小、獣害といった要因から、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積が行える農地には限りがあり、所有者自らが耕作出来なくなると、遊休農地となる傾向にある。

このことから、市全体的には担い手農家へ農地の集積が進んでいるとはいえ、後継者不足、労働力不足は否めず、新たに農業経営を始めようとする青年等（以下、「新規就農者」という。）の確保はもとより、中山間地域における獣害対策等の条件整備が必要となっている。

- 3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業のひとつとして選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新規就農者を含めた意欲ある農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営が確立されるよう農業経営体の経営改善を支援していく。

具体的な経営の指標は、市における直近の「市町民経済計算」や「毎月勤労統計」を加味し、推測した市民所得（主たる農業従事者1人当たり350万円程度、また、家族経営等2人あつては、525万円程度、ただし、中山間地域においては、概ねその8割程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。

また、新規就農者における経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標として、年間農業所得目標は250万円程度とし、主たる従事者1人当たりの年間労働時間目標は1,800~2,000時間程度とする。

これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 市は、農業協同組合、地域農業改良普及センター、農業委員会、松阪市農業再生協議会等の関係機関と連携し、意欲ある農業経営体等に対する話し合いや重点的な支援措置を行う。

農業経営の改善による望ましい経営の発展を図ろうとする意欲ある農業経営体で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）に対しては、農地利用最適化推進委員による農地の出し手の掘り起こし活動のほか、農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の集積に関しては、市内の集落等において任意で設立されている営農組合等の活動において、その地域の農業の将来の在り方や今後の経営体などについての話し合いが行われるよう働きかけ、体制が整った地域から順に法第19条第1項に基づく地域計画の策定を進める。

さらに、土地利用型農業経営体に対する水田への高収益作物導入推進、集約型農業経営体に対する品種の改善新規作目の導入の推進については、地域農業改良普及センターや農業協同組合と連携しながら進めるとともに、スマート農業技術の活用、生産管理のほか、加工、販売といった6次産業化も視野に入れながら、付加価値の創出を進める。

また、新規就農者に対しては、関係機関はもとより、地域の理解、協力のある取組みにより優れた青年等農業者を確保する体制を整えるとともに、農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づく青年等就農計画認定制度（以下「認定新規就農者制度」という。）を積極的に活用し、農地の集積や資金の貸付け、地域農業改良普及センターの助言など、青年等就農計画の目標を達成するための措置を総合的に講ずる。

農業法人等における就業者の定着促進については、就業環境整備等の情報提供等の支援を行い、農業を志向する及び現に農業経営に携わっている青年等に対しては、農業への一層の理解を深めるための高度な知識、技術等の習得の機会を提供すると共に、創造的、発展的な地域農業を構築するための幅広い視野、連帯意識を涵養するための支援を行う。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進していく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間での役割分担を明確化しつつ、補助労働力の提供等による地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が行われることが、地域全体としての発展に結びつくと考えられることから、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他小規模な兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

- 5 農業経営改善計画の認定制度及び青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者に関しては、農業委員会の

支援に加え、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の活用を通じて、認定農業者への農地の集積を推進し、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者に関しては、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等との連携により、早期の経営安定化に向けて必要な助言等を行う。また、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新規就農者が目標とすべき農業経営の指標

1 営農類型毎の経営規模の指標及び生産方式等に関する指標

【生産方式の改善】

○共通部分

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に松阪市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。なお、中山間地域においては、農業所得同様、次の営農類型毎の指標の8割程度とする。

加えて新規就農者にあっては、経営が脆弱であることから極力、投資を最小限に抑えることを勧め、各種農業の研修等への参加を呼びかけるようにする。

また、次に示す経営規模を相当程度下回る農業者が規模拡大を図る場合、特に中山間地域等における営農組合等がこれに該当するが、その認定にかかる審査を行うにあたっては、画一的な基準で取り扱わず、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(令和5年4月1日付け4経営第3216号改正)」の第6の4の(9)及び別紙4第1の1の(4)ならびに第4の3の記述を加味し、弾力的な運用を図っていくこととする。

○主穀中心（主穀・野菜複合経営のうち主穀部分を含む）

基本的には集落等の単位を範囲とし、地縁等による利用権設定、特定農作業受託による規模拡大のほか、農地中間管理事業を活用した農地の集約化を進める。

また、地域農業改良普及センターや農業協同組合等の助言による、省力化・低農薬栽培、畜産農家と連携した耕畜連携等の持続的な実践により、高収量、高品質化を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積（ha）		内 容	家族・役員	雇用
		露地	施設			
A-1	主穀中心A （個別経営）	23	23	水稲11ha、小麦6ha、大豆6ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	2	1
A-2	主穀中心B （組織経営）	75	75	水稲15ha、小麦作業30ha、大豆作業30ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	3	1
A-3	主穀中心C （個別経営）	21	21	水稲10ha、小麦5ha、大豆5ha、飼料用米1ha	2	1
A-4	主穀 （集落営農）	54	54	水稲30ha、麦12ha、大豆12ha （特定作業受託を含む）	4	

B 新規就農者が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積（ha）		内 容	家族・役員	雇用
		露地	施設			
B-1	主穀中心A （個別経営）	10	10	水稲6ha、小麦2ha、大豆2ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	2	

○野菜・施設花き（主穀・野菜複合経営のうち野菜部分を含む）

販売先等市場の動向を鑑み、計画的な生産、畜産農家の堆肥を活用した土づくり、低農薬栽培を推進する。また、施設野菜・施設花きにあつては、施設利用率の向上を進める。

農業協同組合生産部会による品質向上を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積（ha）		内 容	家族・役員	雇用
		露地	施設			
A-5	ハウストマト	0.4	0.4	トマト0.4ha	3	2
A-6	ハウスいちご （高設栽培）	0.2	0.2	いちご0.2ha、	3	3
A-7	露地野菜中心	6.0	6.0	露地野菜（ナバナ、キャベツ等）	2	2
A-8	施設花き	0.4	0.4	花壇苗等0.4ha	2	3

B 新規就農者が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
B-2	ハウストマト	0.1	0.1	トマト0.1ha	2	1
B-3	ハウスいちご (高設栽培)	0.1	0.1	いちご0.1ha	2	1
B-4	施設花き	0.2	0.2	花壇苗等0.2ha	2	1

○果樹

販売先等市場の動向を鑑み、計画的な生産を進める。

農業協同組合生産部会による品質向上を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
A-9	なし	1.0	1.0	幸水0.8ha、豊水0.2ha	2	1
A-10	柑橘(みかん)	3.0	3.0	温州3.0ha	2	1

B 新規就農者が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
B-5	なし	0.5	0.5	幸水0.5ha	2	
B-6	柑橘(みかん)	1.5	1.5	温州1.5ha	2	

○きのこ類

販売先等市場の動向を鑑み、計画的な生産を進める。

農業協同組合生産部会による品質向上を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
A-11	きのこ類主体			しめじ8t	2	5

○茶

松阪茶生産組合を中心とした品質向上を進める。
防霜ファンの設置や改植による園地整備の実施する。
農地中間管理事業を活用し、農地の連担化を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
A-12	茶(個別経営)	18	18	茶18ha	2	2
A-13	茶(組織経営)	30	30	茶30ha	3	7

B 新規就農者が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
B-7	茶(個別経営)	5	5	茶5ha	2	

○畜産

自給飼料率の向上を進める。糞尿処理においては堆肥化しつつ、土地利用型農業経営体を中心としてほ場への堆肥供給体制の確立、維持する。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
A-14	酪農	10	10	経産牛50頭、育成牛26頭、 飼料作物10ha	2	1
A-15	和牛 (雌肥育)			黒毛和牛100頭	2	
A-16	養豚			繁殖雌豚(母豚)100頭	2	
A-17	採卵鶏			成鶏50,000羽	2	2
A-18	肉用鶏 (ブロイラー)			年間出荷100,000羽	2	1

Ｂ新規就農者が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積（h a）		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
B-8	酪農			経産牛50頭、育成牛26頭	2	1
B-9	和牛(雌肥育)			黒毛和牛100頭	2	
B-10	養豚			繁殖雌豚(母豚)100頭	2	
B-11	採卵鶏			成鶏20,000羽	2	1

【経営管理の方法】（各経営類型共通）

- ・ 経営内容の把握を行い、青色申告への移行。
- ・ 生産→出荷のみではなく、加工、販売といった6次産業化を視野に入れた経営方針の検討。
- ・ 法人化によるメリットを生かし、個人経営からの移行。
- ・ 規模に見合った適切な労働力の確保。

上述内容を支援するため、県農業経営・就農センター（（公財）三重県農林水産支援センター）の活用をすすめる。

【農業従事の態様等】

- ・ 労働時間、休日、社会保険といった雇用環境の整備。労働力確保のため、ハローワーク等無料職業安定所を活用、ノウフク連携の検討、実施。
- ・ 農作業リスクに対する対応、作業上の安全確保や農薬散布・保管等について、GAP等を活用し、マニュアル化するとともに、継続した実践。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、相談対応等に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業を営もうとする青年等が、本構想を踏まえた青年等就農計画を作成し、青年等就農資金や活用できる補助事業等、国、県及び市で実施可能な支援を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう、必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる、営農が継続されているといった者に対しては、引き続き認定農業者へと誘導すべく、経営改善計画の作成を促す。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

市は地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農

等希望者への相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を行う。基本的には①市、地域農業改良普及センター、農業協同組合で相談対応を行い、②市を中心に可能性のある事業の紹介、支援を行う。③市、農業委員会により、農地の集積化の支援を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の育成目標
70%程度	250経営体

現状数値(R5.3.31時点)：農地シェア53.9%、経営体数211経営体

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 市の平坦地域における水田地帯では、主穀中心の効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む者等へ農地集積が進んでおり、今後もブロックローテーションによる担い手農家への特定農作業受委託や集落営農組織への作業受委託、農地中間管理事業等を活用し、経営農地の集約化の合意形成を推進していく。

他方、中山間地域では、中山間地域等直接支払制度等の活用や獣害対策を実施しながら、多様な担い手の育成を行い、農地が持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう地域ぐるみの営農を推進するとともに、農産物の販路についても地域にある資源を活かす工夫を進める。

(2) 飯南・飯高地域では、効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む経営体への茶園の集積が進んでおり、今後は農地中間管理事業等を活用するなどして、経営農地の集約化を推進していく。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、三重県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域特性に応じ、平坦地域では土地利用型農業、中山間地域では茶栽培や農地が持つ多面的機能の持続的な発揮等、多様な農業経営の特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

なお、農業経営基盤強化促進事業として、各地域の特性を踏まえて、次に掲げる事業を重点的に実施する。

- ①効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の確保・育成
- ②中山間地域等による多様な農業経営を営む者等の確保・育成
- ③効率的かつ安定的な土地利用の推進

また、改正後の農業経営基盤強化促進法（以下、「新基盤強化促進法」という。）施行日から起算して2年を経過するまでの間は、経過措置として、同法附則第5条に基づき、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告するものとする。なお、新基盤強化促進法施行日から起算して2年を経過するまでの間に新基盤強化法第19条の規定による地域計画を定め、これを公告したときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日までを効力とする。

1 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、区域の機運、事業実施の見込みを加味しつつ、地域計画の策定に取り組むこととし、広く農業者の参加を促すために自治会回覧や営農組合の会議等、地域の農業に関わる団体のネットワークを活用して周知し、協議の場を設置する。なお、その開催時期については農繁期を極力避けるものとする。

地域での協議においては、農業者および農地所有者の意向を十分に反映して、地域の農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域等を定めることとし、その設定にあたっては、農業振興地域整備計画と調和を図るよう努める。

地域計画の策定にあたっては、協議の場の設置段階から三重県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら取り組むこととし、地域計画の策定・公表後は、地域計画に基づく農地中間管理事業を活用した利用権の設定等を促し、農地中間管理機構と情報を共有しながら進捗管理を行う。

なお、移行期間中は旧構想に基づき対応する。

3 農用地利用改善事業の実施を単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(1) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(2) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(1)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るうえで必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(3) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(4) 農用地利用規程の認定

① (1)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (3)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(5) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (4)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う意欲的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地利用適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(3)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(4)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(4)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(4)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(1)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、また、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(6) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (4)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(7) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(4)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、指導、助言を求めてきたときは、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営を行う者やその候補者が、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有すること、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入することができるように相談活動を行うほか、先進的な農業経営体(サポートリーダー等)での実践的研修や地域の担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修(農村女性アドバイザーの活用)、青年層を対象とした新たな仲間づくりや自身の課題発見・解決のきっかけづくり(松阪地区農村青少年クラブの活動)等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ノウフク連携、ヘルパー制度の導入や地域での役割分担の明確化による高齢者、非農家等の労働力の活用に向けた体制づくりを検討する。

6 新規就農者の育成・確保に関する事項

独立自営で新たに農業経営を営む青年等と、法人就農や親元就農による新規就農者の確保をするため、認定新規就農者制度の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

- (1) 就農希望者に対しては、市及び関係機関・団体が連携して窓口を設置し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行うことにより、新規就農者の確保を促進する。
- (2) 就農の意志が明確になった者に対しては、県農業大学校や就農サポートリーダーの活用による栽培技術の習得や地域における信頼関係の構築への支援を行い、地域計画における経営体としての位置づけや、新規就農者育成総合対策及び青年等就農資金の活用、地域農業改良普及センターによる重点指導など、安定的な経営体への成長、就農の定着に向けた取組みを促進する。
- (3) 認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、必要に応じて栽培技術指導、経営指導等の支援を行う。また、農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、2から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備、その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 市は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の補助(交付)金事業については、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することを旨として実施するものとする。

ウ 市は、松阪市農業再生協議会が作成する水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、適地・適作を基本とした望ましい作付体系を通じ、経営の育成を図ることと

する。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

・第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和5年10月12日から施行する。